

令和 3 年 4 月 17 日
制 定

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 この細則は、会計規定（以下「規定」という。）第 33 条に基づき会計処理に必要な事務の取り扱いについて定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第 3 条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正する事が出来ない。

第 2 章 収入支出取扱事務

(会計処理)

第 4 条 この会の全ての会計処理は、収入・支出・振替命令によらなければならない。

(収入の年度所属区分)

第 5 条 収入の会計年度所属は、次の区分による

- (1) 納期の一定している収入は、その納期の末日の属する年度
- (2) 定期の賦課をすることができないため、特に納期を定めた収入又は随時の収入で、賦課通知書を発するものは、これを発した日の属する年度
- (3) 随時の収入で賦課通知書を発しないものは、これを領収した日の属する年度。ただし、交付金、負担金、補助金、借入金、その他これに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度
- (4) 過年度未収金があるときは、これを現年度の収入に繰越、整理しなければならない。

(支出の年度所属区分)

第 6 条 支出の会計年度所属は、次の区分による。

- (1) 借入金の元利償還金は、その支払期日の属する年度
- (2) 給与その他の給付は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
- (3) 負担金、賃借料、印刷費、手数料、電信電話料金の類で、その支払いの原因である事実の存した期間が 2 年度にわたるものについては、支払期限の属する年度
- (4) 委託費、物件購入費の類で、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度
- (5) 前号に掲げる経費以外の経費は、その支出の原因となるべき契約、その他の行為のあった日の属する年度

(資金の前渡)

第7条 見学会等で、現金をもって支払いを必要とする経費については、資金を前渡する事ができる。

- 2 資金の前渡を受けた者は、その経費の支払いを終わったときは資金前渡し清算書に証書類を添えて清算しなければならない。

(賦課金等の徴収)

第8条 この会は、会則第2条に定める目的を達成するため、会員（講演会等行事参加者）に対し、次の区分による賦課金を徴収する事ができる。

- (1) 通常の講演会等への参加・・・500円／1ユニット（≒約1時間の講習）
- (2) 特別な講演会等への参加・・・幹事会で開催ごとに定める額
- (3) 見学会等への参加・・・幹事会で開催ごとに定める額

(賦課金等の領収)

第9条 この会は、上記に基づき賦課金を徴収するには賦課通知書を交付するものとし、賦課通知書により金銭を領収したときは、領収書に領収印を押して納入者に交付しなければならない。

- 2 通常の講演会等への参加費用は、年間6ユニットを上限として一括前納するものとし返還は行わない
- 3 前納された賦課金は、特別会計に計上し、前納した会員等の参加毎に一般会計へ繰入れるものとする
- 4 会員が自らの賦課金で会員外の講習参加者の参加費を負担する事も可能とする
- 5 また、当部会の関係する意見交換会の経費等の歳計外の通過金についても特別会計で受け入れてから、当該出納責任者に支出することができるものとする

(領収書の徴収等)

第10条 この会は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収書を徴収することができないときは、支払い責任者は支払証明書を作成し、部会長の承認を得てこれを領収証に代える事ができる
- (2) 口座振替の方法により支出した場合で、1件の支払額が軽微なものについては、金融機関の領収書のみで債権者からの領収証は徴収しなくともよい

(概算払)

第11条 旅費および経費の性質上概算を持って支払わなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすような経費は、概算払いをすることができる。

- 2 前項の規定により旅費の概算払いを受けたものは、帰着後1週間以内に清算しなければならない。ただし、清算額が概算払いと同額であるときはこの限りではない

(前金払)

第12条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公庁に支払う経費
- (2) 委託費及び出資金
- (3) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 全各号で掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、幹事会が承認したもの
(過誤払の戻入、過誤納の戻出)

第 13 条 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払いをした場合の清算残金を返納させるときは、収入手続きの例によりこれを当該収納した収入から戻入しなければならない。

- 2 誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出の手続きの例によりこれを当該収納した収入から戻入しなければならない。

(証拠書類の整理方法)

第 14 条 収入又は支出に関する証拠書類は、1 年分を纏めて予算編成の款、項、目の順序に区分して編さんしなければならない。

附 則

- 1. この会計細則は、近畿本部 3 役会議承認後 令和 3 年 4 月 17 日から施行する。